

会員各位

令和7年7月1日
西尾労働基準協会

会報2025年7月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



外部リンク [URL 西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](https://www.nishio-rouki.com)

7月1日(火)掲載

「お知らせ」

- ◇ 【参加と賛同のお願い】
濱田氏講師によるリスアセスメントセミナーと
全国衛生週間説明会 にしん文化会館小ホール
2025年9月17日(水) 開演13:30 募集期間～9月5日
お願いする対象は 西尾市 第一次産業100社
第二次産業1800社
第三次産業4800社 計 全6700社
☞ 安全経営あいち 賛同申請書は現地でお渡しします
- ◇ 【ご確認】重篤度防止の熱中症対策が2025年6月1日義務化 内容は管理面の
『不調を伝える体制整備』『悪化を防ぐ手順作成』『関係者への周知』
☞ 関連記事 下記の会報内『監督署の窓』をご覧ください
- ◇ 【参加案内】第84回全国産業安全衛生大会in大阪・近畿 9月9,10,11日
6/1(日)より参加申込みの受付が開始
- ◇ 【講習3ヶ月前ご案内】ガス溶接技能講習 学科9月4日 実技9月6日
残席14

申し込みQRコード



「会報」

- ◇ 監督署の窓 熱中症対策義務化 法の解釈 “斜め45度の発想を忘れずに”
- ◇ 2025行政表彰 受賞会社名簿
- ◇ 災害統計 愛知県と西尾市 5月単月と累計

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

表題：斜め45度の発想を忘れずに

令和7年6月1日から、労働安全衛生規則の一部改正により熱中症対策が追加されました。一定事項を定めて周知をするという内容ですが、事業者の方からすれば、急で一方的な改正といった印象であったのではないのでしょうか。努力義務でもなくなぜ突然義務化なのか。施行日に間に合うよう準備を進めていきたいのに、公式リーフレットも見当たらず、監督署に問い合わせても「まだ情報が降りてきていない」という回答ばかりの時期もありました。監督署としても、せっかく熱中症対策について問い合わせてくださったのに、詳細な回答ができず申し訳ないと感じさせられる時期もありました。

今回は、熱中症対策に対する皆さんの印象を、少しでも和らげられるよう、この場をお借りしてお伝えできればと思います。今回の法改正の背景及び改正点をおさらいしつつ、少し異なる観点からも内容を考えていきます。

<背景>

全国の熱中症による死亡災害が2年連続で30人を超えていて増加傾向にある。その原因の多くが、初期症状の放置 → 処置の遅れ → 重症化して死亡 となったものである。

<法令で示された内容>

- ・ 1. ①「暑熱な場所」…WBGT28度以上、又は気温31度以上 の場所で
- ・ 2. ②継続した1時間以上の作業 又は、
 - ③1日当たり4時間を超える作業 を行うときは、あらかじめ
- ・ 3. ④熱中症による不調を伝える連絡体制 及び
 - ⑤症状の悪化を防ぐための処置等の手順 を定めて
- ・ 4. ⑥関係作業員に対して周知する

<斜め45度からの見方>

ここまでの流れをみていると、「普段の作業が、①から③にあてはまるのだろうか。」「日によって作業内容、作業にかかる時間が異なるケースであれば、なおさらわからない。」という状況であれば、実質的には④⑤を定めて周知するしかない…という結論もあります。しかしながら、次の2点については目を向けていただいておりますでしょうか。

1つ目は、①「暑熱な場所」とならないような場所を選択できるか、という考えです。これまで作業場所の気温等を測定したことがないにしても、例えば作業を行う場所や作業方法の転換、日陰を取り入れる工夫等、何かしら実現できるものはありませんでしょうか。

2つ目に、作業時間が②または③とならないような方法を考えます。確かに、WBGT計が「暑さ注意!」と鳴る度に作業を中断していたら、納期からは遅れる一方です。しかしながら次のような工夫はできませんでしょうか。例えば、明らかに暑熱な時間帯での作業時間を減らす、または、ずらすという方法です。設備や作業を絶え間なく継続しなければ

ならないのであれば、交代での休憩を取り入れることはできないか。また、工程を継続した状態で、人が作業場所に居続けなければならない時間を減らすことはできませんでしょうか。

労働基準協会様のご活躍もあり、愛知県内でも特に熱心にリスクアセスメントにお取り組みいただいている西尾の皆様は、そろそろお気づきかと思われます。ここでは、「人」を「危険源」から引き離す考え方を提案させていただきました。誰でも、熱中症のリスクを肌で感じながら仕事をしたくはないでしょう。「人」が「危険源」に接近することで災害が発生するのは、熱中症も他の災害も同様です。むしろ今回の法改正で示すような「定め」とその「周知」は熱中症の根本的な解決ではありません。一方で、作業は事業者ごとに多種多様であり、ご提案しました方法によっても、結果として、④⑤の定めを作成し、⑥の周知が必要となるケースも往々にして出てくることと思われます。

今後も、熱中症対策のみならず、皆様には、引き続き法令順守にご尽力をお願いしなければなりません。しかしながら、「しなければならないこと」にばかり目を向けるのではなく、「どう転換できるか」という発想、さらにはリスクへの根本的な対策意識も、常に心の隅に置いていただけると幸いです。

令和7年度

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する
厚生労働大臣・愛知労働局長表彰受賞者名簿

I 厚生労働大臣賞

1 厚生労働大臣 奨励賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で13事業場が受賞されます。

※奨励賞及び功績賞は本表彰式にて代理で愛知労働局長から表彰状が授与されます。

- トヨタ自動車株式会社 じどうしゃ 飛島物流センター とびしまづりゅう

II 愛知労働局長賞

1 愛知労働局長 優良賞（1事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。

- 株式会社F T S えふていえす 本社・本社工場 ほんしゃ ほんしゃこうじょう

2 愛知労働局長 奨励賞（7事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。

- きょうりつ
共立マテリアル株式会社
- にしかすがいふくしかい
社会福祉法人西春日井福祉会
- 株式会社ジェイテクトグライディングツール
- にっぽんけいきんぞく なごやこうじょう
日本軽金属株式会社 名古屋工場
- はっとりしょうかい
株式会社服部商会
- せとこうじょう
株式会社ジェイテクトギヤシステム 瀬戸工場
- ほんしゃ おおぐちせいさくしょ
ヤマザキマザック株式会社 本社・大口製作所

3 愛知労働局長 功績賞（1名）

本賞は、地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

- かとう むねひろ
加藤 宗博
(きっこファミリークリニック 院長)

4 愛知労働局長 安全衛生推進賞（1名）

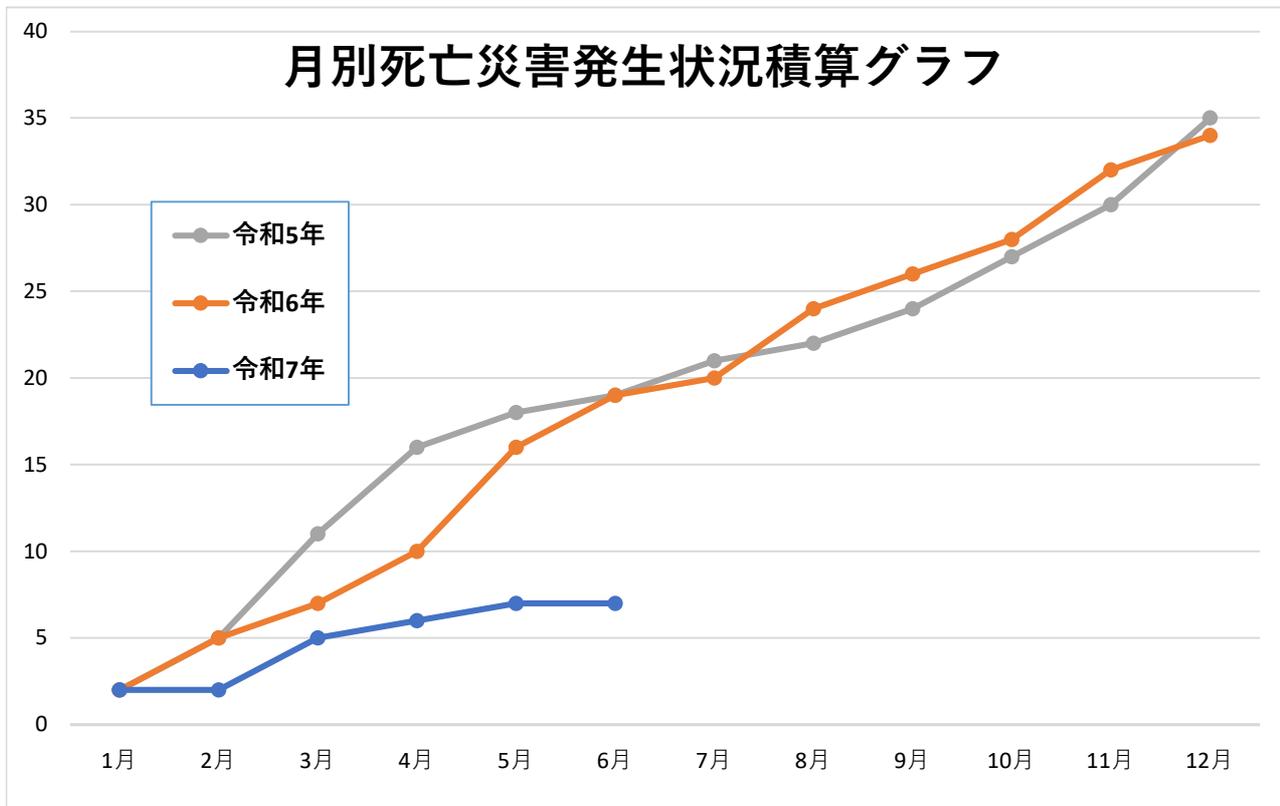
本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

- たけうち ひろし
竹内 宏
(豊田安全衛生マネジメント株式会社 代表取締役社長)

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年6月6日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製造業	製造業	4	3	8 (1)
	食料品製造業			1
	化学工業	1		
	鉄鋼・非鉄金属	1		
	金属製品			1
	一般・電気・輸送用	1	1	3 (1)
	その他	1	2	3
建設業	建設業	1	3	9 (2)
	土木工事業	1		2 (1)
	建築工事業		2	3
	その他		1	4 (1)
陸上貨物運送事業		1	3 (1)	
商業	商業	1 (1)	3 (2)	9 (6)
	卸売業			1
	小売業	1 (1)	2 (1)	7 (5)
	その他		1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業		1	2	
上記以外の事業	1	1	3 (1)	
合計		7 (1)	12 (2)	34 (11)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	船舶から粉状の石膏を降ろす作業において、船外の移動式クレーンで船倉内の石膏をバケットでつかみ、巻き上げたところ、バケットが振れ、船倉内で壁面に付着している石膏を掻き落とす作業をしていた被災者が、バケットと船倉壁面に挟まれ死亡したものの。
	事業場 規模	10～29名 業種 港湾運送業 40代 積み卸し作業者 経歴 1年
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。
	事業場 規模	9名以下 業種 土木工事業 60代 その他の運転手 経歴 30年
R7.3.6. 2025 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したものの。
	事業場 規模	300～499名 業種 輸送用機械等製造業 40代 その他の職種 経歴 10年
R7.3.12. 2025 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したものの。
	事業場 規模	100～299名 業種 化学工業 10代 製造業 経歴 0年
R7.3.15. 2025 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
	事業場 規模	9名以下 業種 商業 70代 配達員 経歴 15年
R7.4.7. 2025 7:24	激突され クレーン	被災者他1名がピット内で荷にワイヤーロープをかけていたところ、クレーンが動き、被災者が荷と壁の間にはさまれたもの。
	事業場 規模	1000名以上 業種 鉄鋼業 20代 製鉄工、製鋼工 経歴 5年
R7.5.19. 2025 14:30	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	倉庫のコンテナ内で作業を行っていた被災者が、フォークリフトで荷が積み込まれた際に、その荷とコンテナ内にある荷との間に挟まれ、亡くなったもの。
	事業場 規模	9名以下 業種 その他の製造業 60代 作業員 経歴 年

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年5月末現在)

業種	7年5月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期	業種	7年5月 受付件数	7年 発生件数	6年 同期	
小計	7	24	22	土石採取業				
製造業	食料品製造業	1	1	3	建設業		1	2
	繊維工業・繊維製品製造業	1	1	2	道路旅客運送業		1	
	木材木製品・木製家具製造業				道路貨物運送業	1	6	2
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業			
	化学工業	1	1	3	商業	2	8	10
	窯業・土石製品製造業			1	金融・広告業			
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	4	14	3	保健衛生業		2	6
	金属製品、金属家具製造業		3	3	接客娯楽業		3	5
	一般機械器具製造業		1	2	清掃業		3	1
	電気機械器具製造業		1		ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業		2	5	その他の事業		4	7
	その他の製造業				合計	10	52	55

()内は死亡者数を外数で表す。

令和7年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年5月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和7年	令和6年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		24		22		+2	+9.1%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1		3		-2	-66.7%
	織 維 工 業	1		2		-1	-50.0%
	鉄 鋼 業	6		2		+4	+200.0%
	金 属 製 品	3		3		0	0.0%
	一 般 機 械 器 具	1		2		-1	-50.0%
	輸 送 機 械 製 造	2		5		-3	-60.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	10		5		+5	+100.0%
建 設 業		1		2		-1	-50.0%
建 設 業	土 木 工 事 業					0	—
	建 築 工 事 業	1		2		-1	-50.0%
	そ の 他 の 建 設 業					0	—
陸 上 貨 物 運 送 事 業		6		2		+4	+200.0%
小 売 業		6		9		-3	-33.3%
小 売 業	新 聞 販 売					0	—
	そ の 他 の 小 売 業	6		9		-3	-33.3%
通 信 業		1		1		0	0.0%
社 会 福 祉 施 設		2		5		-3	-60.0%
飲 食 店		2		2		0	0.0%
清 掃 ・ と 畜 業		3		1		+2	+200.0%
上 記 以 外 の 事 業		7		11		-4	-36.4%
合 計		52	0	55	0	-3	-5.5%

※ 死亡者数は内数